

■中標津町自治基本条例解説書の一部改訂箇所新旧対照表

(改 訂 前)	(改 訂 後)
【表紙】 中標津町自治基本条例 解説書  平成24年1月 令和4年4月改訂 中 標 津 町 自 治 推 進 会 議 中 標 津 町 議 会 中 標 津 町 総 務 部 政 策 推 進	【表紙】 中標津町自治基本条例 解説書  平成24年1月 令和4年4月改訂 令和5年4月改訂 中 標 津 町 自 治 推 進 会 議 中 標 津 町 議 会 中 標 津 町 総 務 部 政 策 推 進 課

条 文	解 説 (改 訂 前)	解 説 (改 訂 後)
(個人情報保護) 第 6 条 議会及び行政は、町民の権利や利益が侵害されることのないよう、議会及び行政が持つ個人情報を保護しなければなりません。 2 前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定めます。	第 5 条のとおり、町民と議会及び行政が情報の共有を推進するに当たって、特に配慮を要するのが個人の基本的な権利に関わるプライバシーの保護です。 議会及び行政が保有する情報の中には、行政運営を行う上で取り扱うこととなる特定の個人に関する情報が含まれている場合もあります。 これらの個人情報は、一度流出すると取り返しのつかない人権侵害や個人の権利・利益の侵害を招く恐れがあるため、そのような危険性を排除し、議会及び行政が保有する個人情報を保護することを定めています。 なお、個人情報の保護について必要な事項は、「<u>中標津町個人情報保護条例（平成 17 年条例第 41 号）</u>」等で定めています。	第 5 条のとおり、町民と議会及び行政が情報の共有を推進するに当たって、特に配慮を要するのが個人の基本的な権利に関わるプライバシーの保護です。 議会及び行政が保有する情報の中には、行政運営を行う上で取り扱うこととなる特定の個人に関する情報が含まれている場合もあります。 これらの個人情報は、一度流出すると取り返しのつかない人権侵害や個人の権利・利益の侵害を招く恐れがあるため、そのような危険性を排除し、議会及び行政が保有する個人情報を保護することを定めています。 なお、個人情報の保護について必要な事項は、「<u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）</u>」等で定めています。